

最高裁判所第2小法廷 御中

## 豊川幼児殺人事件の再審開始を求める要請書

2002年7月28日(日)午前1時過ぎ、豊川市内のゲームセンター駐車場に停められていた車から、父親らがゲーム中に当時1歳10カ月の男児が何者かに連れ去られ、同日午前5時過ぎ、直線距離にして4キロメートルほど離れた御津町の佐脇浜でその溺死体が発見されました。事件から約9カ月後、トラック運転手の田邊雅樹さんが逮捕されました。

しかし、この事件は、①田邊さんと犯行を結びつける物的証拠が何も見つかっていない ②犯行の目撃証言もない ③新聞報道で指摘をされると殺害方法の供述が変遷し、取り調べでの自白の誘導が見られる ④遺体発見現場と自白による投棄場所との関係が、当夜の三河湾の潮の流れから見れば辻つまが合わない ⑤自白では「赤信号で止まった」と述べている信号が実は点滅信号であった など、田邊さんを犯人とする科学的根拠は何もなく、捜査段階で強要された自白のみで有罪とされています。

第一審は、「自白の信用性には大きな疑念がある」として無罪でした。しかし、控訴審では、有罪の新証拠も出されないままに、懲役17年という逆転有罪となりました。

田邊さんは服役中に再審請求をしましたが、名古屋高等裁判所刑事第1部は、弁護団提出の33にもわたる新証拠に関して何の事実調べもせず、三者協議を開くこともなく、「再審請求棄却」の決定(本文わずか9ページ)を出しました。これを受けての「異議申立」に対しても、名古屋高裁刑事第2部は、新証拠の事実調べも意見書を記した科学者たちへの証人尋問も「必要性を認めない」と切り捨て、現地調査を求める再三の要請をも無視して棄却決定を出しました。このように、裁判所が本来やるべき仕事をしていません。

これらは、科学的な証拠に目を向けず、自白を偏重し、白鳥・財田川決定に反して新旧証拠の総合評価を怠った不当な決定であり、無辜の救済という再審本来の理念、人権を無視したものであると考えざるを得ません。

私たちは、以下のことを強く要請します。

- 1 まだ開示されていない証拠をすべて開示させてください
- 2 各証拠について科学的検討をした上で、新旧証拠による総合評価をしてください
- 3 真摯で公正な審理によって速やかに再審開始決定をしてください

氏 名	住 所

20 年 月 日

【要請・集約団体】「えん罪豊川幼児殺人事件 田邊さんを守る会」

【署名の送り先・問合せ先】日本国民救援会愛知県本部 (TEL 052-684-5825 FAX 052-684-6355)  
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26 大須土方ドリームマンション401

【取り扱い団体】 [

]